

社会福祉法人西海市社会福祉協議会
介護職員等ベースアップ等支援加算手当の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、介護職員等ベースアップ等支援加算手当の支給に関する事項を定め、社会福祉法人西海市社会福祉協議会の介護事業に従事する職員及び介護事務職員の処遇改善を目的とする。

(支給対象職員)

第2条 介護職員等ベースアップ等支援加算手当は次の要件に該当する職員に支給する。

(1) 介護職員として従事している全ての職員及び介護事務職員。

(介護職員等ベースアップ等支援加算手当)

第3条 介護職員等ベースアップ等支援加算手当は、毎月の介護職員等ベースアップ等支援加算手当を、第2条に該当する職員の実労働時間に応じて支給する。

(支給期間)

第4条 支給期間は介護職員等ベースアップ等支援加算手当を受ける期間とする。

附 則

この規程は、令和4年3月11日に制定し、令和4年3月15日（令和4年2月分支給）から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月30日に改正し、令和4年10月1日（令和4年10月分支給）から施行する。